

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者※¹については、雇用契約等により本来 想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満※²です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日※ ³		年 月 日
被保険者	被保険者等記号・番号	
	(フリガナ) 氏 名	
被扶養者	(フリガナ) 氏 名	

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 ー		
事業所名称			
事業主氏名	印		
電話番号（連絡先）※ ⁴		担当者名 ※ ⁴	
雇用契約等により本来想定される年間収入 ※非課税通勤費（通勤交通費等）も含む	円		
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	年 月 日から 年 月 日まで		
上記期間における当事業所での労働 による被扶養者の収入額（実績額） ※非課税通勤費（通勤交通費等）も含む	円		

※別紙の【注釈】・【注意事項】は必ずご一読ください。

【注釈】

- ※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。
- ※2 60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180万円未満となります。
- ※3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。
- ※4 電話番号と担当者名は本証明書の内容確認に対応いただける連絡先をご記入ください。
（本証明書の事実確認として事業主へ連絡させていただく場合があります。）

【注意事項】

1. 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。
2. 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求める場合があります。
3. 本証明書は人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明によって、健康保険組合の円滑な被扶養者認定を可能にするものです。
一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、
 - ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
 - ・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
 - ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
 - ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケースなどが想定されます。
一方で、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。
4. 本証明を用いて被扶養者を認定できるのは、「連続2回(※)」が上限となりますので、「連続3回目」については本証明を用いて被扶養者を認定することはできません。
(※)「連続2回」とは、連続する2年間の各年における収入確認において本証明を用いること。